

## 浜の活力再生プラン

## 1 地域水産業再生委員会

組織名	五島地区地域水産業再生委員会
代表者名	草野 正

再生委員会の 構成員	五島漁業協同組合、長崎県五島振興局、五島市
オブザーバー	

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	〔対象となる地域の範囲〕五島市のうち下記の地区 富江、黒瀬、大宝、玉之浦、岐宿、三井楽、丸福			
	〔対象となる漁業の種類〕 漁業者 計344名			
	一本釣り	277名	定置網	33名
	沖刺し	10名	養殖	15名
	延縄	5名	刺し網	4名

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

## 2 地域の現状

## (1) 関連する水産業を取り巻く現状等

五島地区は対馬暖流と列島付近にできる沿岸流との影響から魚の回遊が多く、西日本有数の好漁場であり、このような海洋環境の中、当地域では自由漁業である一本釣りを始め刺網、定置網、延縄、魚類養殖等の様々な漁業が営まれている。  
当地域では水産業の生産力増大のための漁業生産施設の整備による経費の削減や、魚礁整備等による新たな漁場の造成等に取り組んでおり、漁協や漁業者と一体となって、生産性の高い、持続可能な水産業の実現に努めているところである。  
しかし、当地域においても全国的に問題となっている水産資源の減少、魚価の低迷、燃油価格の高騰、漁業者の高齢化などの様々な課題があり、漁業経営の不安定化や漁業の衰退が懸念されている。

## (2) その他の関連する現状等

離島である当地域では、気候や燃油価格等の外部の影響を受けやすく、また消費地である島外への輸送コストや販路などの面でも多くの地理的不利を抱えている。また磯焼け現象も年々進行している状況であり、早急に対策に取り組まなければならない。

## 3 活性化の取組方針

## (1) 基本方針

まず、魚価を向上させることで漁業収入の向上を図る。当地域の水産物は大半が島外出荷であるが、漁業者によって締め方等の取扱方法が異なるため、販売価格は品質が低いものに影響され、全体の魚価が低くなる傾向がある。適切な鮮度保持・衛生管理は魚価に反映されるが、通常市場出荷では評価を受けるまでに時間を要するため、技術研鑽に対する漁業者の意欲が上がらないのが実情である。しかしながら現在の消費志向は水産物においても高品質で安全安心なものを求めるようになっており、産地間競争を勝ち抜き優良マーケットを獲得するためには、鮮度保持・衛生管理にこだわった高品質な商品作りが必要だと考える。そのため、活け締めや神経締め等の鮮度保持・衛生管理に高い技術を持ち、特選ランク商品を作ることのできる漁業者や漁協職員の認定制度を設立させ、一定の基準の下これらの処理を行なった鮮魚を特選ランク商品として高値で販売していくことによって魚価を向上させ、漁業者の意識改革を図る。  
同時に漁業後継者対策のほか、漁場の生産力を向上・回復させるための取り組み、省燃油活動を積極的に推進していくことにより漁業コストの削減を図る。

## (2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成26年度）

漁業収入向上  
のための取組

【出荷技術の向上】

- ・ 特選ランク商品の構築について、初年度は準備として、関係機関指導の下、まずは本構想に賛同する一本釣り、定置網漁業者と漁協及び大学等関係機関を構成員とする研究会を設立し、目標イメージの明確化のための先進地視察、消費地バイヤーとの意見交換会等を実施し、関係者の意識醸成を図る
- ・ 鮮度保持技術の基準を設ける前段階として、実際に活魚を使用した締め方実習を行い、効果的な手法を検証する
- ・ また当地域は離島であり、産地に近いというメリットはあるものの消費地まで遠いというデメリットを抱えており、輸送コスト等流通面でハンデを抱えている状況である。このため、漁協は、インターネットでの鮮魚販売を個人消費者をターゲットとして取組み、消費者の需要に合わせた捌き方をするなど、遠隔地でありながら消費者に密着したきめ細やかなサービスを提供できるように体制を整える

【定置網漁業の収益性改善】

- ・ 当地域においては定置網漁業が盛んに行なわれているが、漁獲量が減少する中で厳しい経営が続いており、資源量の減少に対応した操業の効率化を図る必要がある
- ・ そこで、定置網漁業者は漁協と連携し、改革型漁船・魚網の導入の他、漁獲物の蓄養などの流通加工販売に関する取り組みを含めた構造改革を図るため、地域において検討を開始する

【磯焼け対策】

- ・ 当地域においても沿岸部の海藻類が減少し、根付き資源も減少するなど磯焼け現象が顕著になっており、各地区で食害生物駆除などの活動が展開されてきた
- ・ 漁業者は漁協とともに、引き続き、各地区で食害生物駆除活動に取り組む

【種苗放流】

- ・ 当地域においては水産資源回復のため各地区で種苗放流を実施してきた
- ・ 漁業者は漁協とともに、引き続き、各地区で放流効果の高いクエ、カサゴ、ヒラメ、アワビ等の種苗を積極的に放流する

【後継者対策】

- ・ 当地域においても漁業者の高齢化が進み、後継者対策は深刻なものとなっている中、平成21年度から県・市と連携して独立型の漁業研修生の受け入れを実施しており、1ターン、漁家子弟合わせて5名が定着している
- ・ また、大宝地区・玉之浦地区の定置網、魚類養殖では雇用型の漁業研修生を積極的に受け入れてきている
- ・ 今後も受け入れ体制を整え、後継者確保に努める

【魚礁・増殖場の整備】

- ・ 一本釣り漁業者は、既存の魚礁の利用のための操業手法の検討、実施により漁獲増大を図る
- ・ 漁協は県が実施する三井楽沖への人工魚礁の整備に協力し、一本釣り漁業者の漁場造成を図る

【漁港の維持管理】

- ・ 当地域における漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に必要な場所であるため、漁業者と漁協は、漁港施設の適正な利用に努めるとともに、県・市に対して必要な施設整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく

【生産関連施設の保全・整備】

- ・ 各地区に整備されている荷捌き施設や製氷機等の生産関連施設については漁業者が生産活動を維持していく上で重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な保全に努める。今後、出荷や出漁の拠点化等を念頭に再整

	備を検討し、準備の整ったものから県・市に対して必要な整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により、漁業コストを基準年より2.3%削減させる</p> <p><b>【船底清掃による省燃油活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃油価格が高止まりする現状にあっては、漁業コストの大部分を占める燃油使用量の削減は大きな効果があることから、当地域では燃油使用量を抑えるための取組を実施する</li> <li>・ 当地域の漁業者は平均すると年1回の船底清掃を実施しているが、これを年2回実施することで燃油使用量を7.7%削減できるとの試算結果が出てい</li> <li>・ この効果を周知徹底し、全漁業者が年2回の船底清掃を実施することで燃油使用量を7.7%削減する</li> </ul> <p><b>【省エネ型推進機関導入による省燃油活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者9名が省エネ型推進機関を導入することにより、燃油使用量を16.3%削減する</li> </ul> <p><b>【漁場共同探索】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者はタチウオ曳縄漁業等で漁場探索のための共同探索を実施し、漁場情報を共有することで燃油使用量を削減する</li> </ul>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省燃油活動推進事業</li> <li>・ 省エネ機器等導入推進事業</li> <li>・ 離島漁業再生支援交付金事業</li> <li>・ 21世紀の漁業担い手確保推進事業（県）</li> </ul>

## 2年目（平成27年度）

漁業収入向上のための取組	<p><b>【出荷技術の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係漁業者は、初年度に設立した研究会において締め方等の取扱方法を繰り返し試行し、対象魚種の選定、適切な取扱について検証を深める</li> <li>・ あわせて大学による肉質分析等の科学的検証のほか官能検査、都市部への試験出荷を繰り返し各方面からの評価を得る</li> <li>・ これらの試行により得られた評価を整理し、魚種ごとに適切な鮮度保持・衛生管理技術に係る基準について検証する</li> <li>・ 漁協は、インターネット販売について引き続き消費者のニーズに合わせたきめ細やかなサービスのもと販売し、固定客の確保に努めるとともに、消費地の小売店等との直接取引を視野にいれ積極的な販売促進活動に取り組む</li> </ul> <p><b>【定置網漁業の収益性改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網漁業者は漁協と連携し、改革型漁船・魚網の導入の他、漁獲物の蓄養などの流通加工販売に関する取り組みを含めた構造改革を図るため、必要に応じて地域において計画を策定する</li> </ul> <p><b>【磯焼け対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で食害生物の駆除活動に取り組んでいく</li> </ul> <p><b>【種苗放流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で放流効果の高いクエ、カサゴ、ヒラメ、アワビ等の種苗を積極的に放流する</li> </ul> <p><b>【後継者対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で受け入れ体制を整え、独立型、雇用型ともに漁業後継者の確保に努める</li> </ul> <p><b>【魚礁・増殖場の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者は引き続き、既存の魚礁の利用のための操業手法の検討、実施により漁獲増大を図る</li> <li>・ 漁協は県が実施する三井楽沖への人工魚礁の整備に協力し、一本釣り漁業者の漁場造成を図る</li> </ul>
--------------	---

	<p><b>【漁港の維持管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地域における漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に必要な場所であるため、漁業者と漁協は、漁港施設の適正な利用に努めるとともに、県・市に対して必要な施設整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul> <p><b>【生産関連施設の保全・整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区に整備されている荷捌き施設や製氷機等の生産関連施設については漁業者が生産活動を維持していく上で重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な保全に努める。今後、出荷や出漁の拠点化等を念頭に再整備を検討し、準備の整ったものから県・市に対して必要な整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組により、漁業コストを基準年より2.3%削減させる</p> <p><b>【船底清掃による省燃油活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き船底清掃活動を推進し、全漁業者が年2回の船底清掃を実施する</li> </ul> <p><b>【漁船保全施設の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三井楽嵯峨島地区の漁船保全施設（昭和61年整備）は老朽が激しいことから、漁協は改修整備を施し船底清掃が実施しやすい環境を整える</li> </ul> <p><b>【漁場共同探索】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者はタチウオ曳縄漁業等で漁場探索のための共同探索を実施し、漁場情報を共有することで燃油使用量を削減する</li> </ul>
	<p>活用する支援措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金事業</li> <li>・ 21世紀の漁業担い手確保推進事業（県）</li> <li>・ 新生水産県ながさき総合支援事業（県）</li> </ul>

### 3年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組により、漁業収入を基準年より1%向上させる</p> <p><b>【出荷技術の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究会は、2年目に得られた検証結果を大学等と共有し、鮮度保持・衛生管理に係る厳格な基準を定め本取組の定義付けを行なう</li> <li>・ 基準に基づく認定要綱を定め、認定機構を立ち上げる</li> <li>・ 基準に基づき魚種ごとの鮮度保持・衛生管理マニュアルを作成するとともに技術講習会を実施し、漁業者・漁協職員等の対象者に対し啓発・普及を図</li> <li>・ 漁業者・漁協職員からの認定申請を受け付け、認定機構において審査し、合格者へライセンスを与える</li> <li>・ 漁協は、ライセンスを持つ認定者によって処理された鮮魚を特選ランク商品として通常市場価格より高値で販売していく</li> <li>・ まずは関係漁業者と漁協は漁獲物の1%を特選ランク商品とし、消費地のバイヤー・小売店との直接取引を開始する</li> <li>・ インターネット販売においては、消費者ニーズに合わせたきめ細やかなサービスを継続しつつ、特選ランク商品を試験出荷するなど、より魚価の高い市場流通を展開していく</li> <li>・ これらの取組については都市部の市場ニーズの把握が欠かせないことから、漁協と関係漁業者は、積極的な販売促進活動とあわせて市場調査等を実施していく</li> </ul> <p><b>【定置網漁業の収益性改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網漁業者は漁協と連携し、改革型漁船・魚網の導入の他、漁獲物の蓄養などの流通加工販売に関する取り組みを含めた構造改革に取り組む</li> </ul> <p><b>【磯焼け対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で食害生物の駆除活動に取り組んでいく</li> </ul>

	<p><b>【種苗放流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、各地区で引き続き放流効果の高いクエ、ヒラメ、アワビ等の種苗を積極的に放流する</li> </ul> <p><b>【後継者対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で受け入れ体制を整え、独立型、雇用型ともに漁業後継者の確保に努める</li> </ul> <p><b>【魚礁・増殖場の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者は引き続き、既存の魚礁の利用のための操業手法の検討、実施により漁獲増大を図る</li> <li>・ 漁協は県が実施する人工魚礁の整備に協力し、一本釣り漁業者の漁場造成を図る</li> </ul> <p><b>【漁港の維持管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地域における漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に必要な場所であるため、漁業者と漁協は、漁港施設の適正な利用に努めるとともに、県・市に対して必要な施設整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul> <p><b>【生産関連施設の保全・整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区に整備されている荷捌き施設や製氷機等の生産関連施設については漁業者が生産活動を維持していく上で重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な保全に努める。今後、出荷や出漁の拠点化等を念頭に再整備を検討し、準備の整ったものから県・市に対して必要な整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを基準年より2.3%削減させる</p> <p><b>【船底清掃による省燃油活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き船底清掃活動を推進し、全漁業者が年2回の船底清掃を実施する</li> </ul> <p><b>【漁船保全施設の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玉之浦地区の漁船保全施設（平成2年整備）は老朽が激しく、またV字型船底に対応しづらいことから、漁協は改修整備を施し船底清掃が実施しやすい環境を整える</li> </ul> <p><b>【漁場共同探索】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者はタチウオ曳縄漁業等で漁場探索のための共同探索を実施し、漁場情報を共有することで燃油使用量を削減する</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金事業</li> <li>・ 産地水産業強化支援事業</li> <li>・ もうかる漁業創設支援事業</li> <li>・ 21世紀の漁業担い手確保推進事業（県）</li> </ul>

4年目（平成29年度）

	<p>以下の取組により、漁業収入を基準年より3%向上させる</p> <p><b>【出荷技術の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁協は関係漁業者とともに、特選ランク商品認定制度に関するプロモーション活動として、インターネット等での情報発信やバイヤー、飲食店等へ働きかけ取引先を増やすとともに、地域内で認定制度の浸透を図り認定</li> <li>・ 引き続き特選ランク商品の消費地のバイヤー、小売店との直接取引を進めるとともに、直接取引での評価をアピールし市場出荷も開始する。本年度は、関係漁業者と漁協は漁獲物の3%を特選ランク商品とする</li> <li>・ インターネット販売においては、消費者ニーズに合わせたきめ細やかなサービスを継続しつつ、特選ランク商品を出荷するなど、より魚価の高い市場流通を展開していく</li> <li>・ これらの取組については、都市部の市場ニーズの把握が欠かせないことから、漁協と関係漁業者は、積極的な販売促進活動とあわせて市場調査等を実施していく</li> </ul>
--	--

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p><b>【定置網漁業の収益性改善】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定置網漁業者は漁協と連携し、改革型漁船・魚網の導入の他、漁獲物の蓄養などの流通加工販売に関する取り組みを含めた構造改革に取り組む</li> </ul> <p><b>【磯焼け対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で食害生物の駆除活動に取り組んでいく</li> </ul> <p><b>【種苗放流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、各地区で引き続き放流効果の高いクエ、ヒラメ、アワビ等の種苗を積極的に放流する</li> </ul> <p><b>【後継者対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で受け入れ体制を整え、独立型、雇用型ともに漁業後継者の確保に努める</li> </ul> <p><b>【魚礁・増殖場の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者は引き続き、既存の魚礁の利用のための操業手法の検討、実施により漁獲増大を図る</li> <li>・ 漁協は県が実施する人工魚礁の整備に協力し、一本釣り漁業者の漁場造成を図る</li> </ul> <p><b>【漁港の維持管理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当地域における漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に必要な場所であるため、漁業者と漁協は、漁港施設の適正な利用に努めるとともに、県・市に対して必要な施設整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul> <p><b>【生産関連施設の保全・整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各地区に整備されている荷捌き施設や製氷機等の生産関連施設については漁業者が生産活動を維持していく上で重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な保全に努める。今後、出荷や出漁の拠点化等を念頭に再整備を検討し、準備の整ったものから県・市に対して必要な整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを基準年より2.3%削減させる</p> <p><b>【船底清掃による省燃油活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き船底清掃活動を推進し、全漁業者が年2回の船底清掃を実施する</li> </ul> <p><b>【漁場共同探索】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一本釣り漁業者はタチウオ曳縄漁業等で漁場探索のための共同探索を実施し、漁場情報を共有することで燃油使用量を削減する</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島漁業再生支援交付金事業</li> <li>・ もうかる漁業創設支援事業</li> <li>・ 21世紀の漁業担い手確保推進事業（県）</li> </ul>

5年目（平成30年度）

	<p>以下の取組により、漁業収入を基準年より5%向上させる</p> <p><b>【出荷技術の向上】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁協は関係漁業者とともに、特選ランク商品認定制度に関するプロモーション活動として、インターネット等での情報発信やバイヤー、飲食店等へ働きかけ取引先を増やすとともに、地域内で認定制度の浸透を図り認定者を増加させる</li> <li>・ 特選ランク商品の消費地のバイヤー・小売店との直接取引を進めるとともに、直接取引での評価をアピールし市場出荷も開始する。本年度は、関係漁業者と漁協は漁獲物の5%を特選ランク商品とする</li> <li>・ インターネット販売においては、消費者ニーズに合わせたきめ細やかなサービスを継続しつつ、特選ランク商品を出荷するなど、より高い魚価の</li> </ul>
--	--

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>市場流通を展開していく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの取組については、都市部の市場ニーズの把握が欠かせないことから、漁協と関係漁業者は、積極的な販売促進活動とあわせて市場調査等を実施していく</li> </ul> <p>【定置網漁業の収益性改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定置網漁業者は漁協と連携し、改革型漁船・魚網の導入の他、漁獲物の蓄養などの流通加工販売に関する取り組みを含めた構造改革に取り組む</li> </ul> <p>【磯焼け対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で食害生物の駆除活動に取り組んでいく</li> </ul> <p>【種苗放流】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者は漁協とともに、各地区で引き続き放流効果の高いクエ、ヒラメ、アワビ等の種苗を積極的に放流する</li> </ul> <p>【後継者対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業者は漁協とともに、引き続き各地区で受け入れ体制を整え、独立型、雇用型ともに漁業後継者の確保に努める</li> </ul> <p>【魚礁・増殖場の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一本釣り漁業者は引き続き、既存の魚礁の利用のための操業手法の検討、実施により漁獲増大を図る</li> <li>漁協は県が実施する人工魚礁の整備に協力し、一本釣り漁業者の漁場造成を図る</li> </ul> <p>【漁港の維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当地域における漁港は漁業者が生産活動を実施する拠点として特に必要な場所であるため、漁業者と漁協は、漁港施設の適正な利用に努めるとともに、県・市に対して必要な施設整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul> <p>【生産関連施設の保全・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地区に整備されている荷捌き施設や製氷機等の生産関連施設については漁業者が生産活動を維持していく上で重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な保全に努める。今後、出荷や出漁の拠点化等を念頭に再整備を検討し、準備の整ったものから県・市に対して必要な整備を要請する等、適切な維持管理を図っていく</li> </ul>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組により、漁業コストを基準年より2.3%削減させる</p> <p>【船底清掃による省燃油活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き船底清掃活動を推進し、全漁業者が年2回の船底清掃を実施する</li> </ul> <p>【漁場共同探索】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一本釣り漁業者はタチウオ曳縄漁業等で漁場探索のための共同探索を実施し、漁場情報を共有することで燃油使用量を削減する</li> </ul>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離島漁業再生支援交付金事業</li> <li>もうかる漁業創設支援事業</li> <li>21世紀の漁業担い手確保推進事業（県）</li> </ul>

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。

※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

(4) 関係機関との連携

再生委事務局である五島漁協を中心に、県・市等と連携しながら漁業所得向上、漁業コスト削減のための取り組みを実施するとともに成果について検証をおこなう。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	%以上	基準年	平成	年度	: 漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	: 漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

--

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
省燃油活動推進事業	船底清掃による燃油使用量の削減
省エネ機器等導入推進事業	省エネ効果の高い推進機関の導入
産地水産業強化支援事業	船台の改修整備
離島漁業再生支援交付金事業	磯焼け対策、種苗放流、漁場共同探索
もうかる漁業創設支援事業	定置網漁業の構造改革
21世紀の漁業担い手確保推進事業(県)	漁業後継者対策
新生水産県ながさき総合支援事業(県)	船台の改修整備

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。